

区立小中学校における休業日の取扱いについて

令和2年度の教育課程再編成にあたり、下記に示す区立小中学校長から表題の件について申出があった。

については、申し出た全校における教育活動の充実を鑑み、中野区立学校の管理運営に関する規則（以下「規則」という。）第3条の3第1項の規定に基づき、許可を求める。

記

1 申出内容

規則第3条第1項及び第3条の2第1項に定める休業日のうち「都民の日」を令和2年度に限り授業日とする。

2 申出理由

新型コロナウイルス感染症に係る臨時休業により不足する授業時数の確保については、教育委員会における夏季休業日の短縮や振替休業日を設定しない土曜授業日の実施回数増、学校における学校行事等の精選等により対応しているところである。

一方、申出校においては、教育課程を充実するにあたり、授業時数を確保する必要があるため。

3 申し出た学校

鷺宮小学校

平和の森小学校

中野第一小学校

令和小学校

第二中学校

緑野中学校

中野中学校

中野東中学校 (計8校)

中野区立学校の管理運営に関する規則（抜粋）

第1章 総則（略）

第2章 小学校及び中学校

（学期及び休業日）

第3条 小学校における学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第29条の規定に基づく学期及び休業日（以下「学期及び休業日」という。）は、次のとおりとする。

（1） 学期（略）

（2） 休業日

ア 夏季休業日 8月8日から8月31日までの日

イ 秋季休業日 スポーツの日の前々日からスポーツの日までの日

ウ 冬季休業日 12月26日から翌年の1月7日までの日

エ 春季休業日 3月26日から4月5日までの日

オ 都民の日条例（昭和27年東京都条例第75号）の規定する日（以下「都民の日」という。）

カ その他委員会が定める日

2（略）

第3条の2 中学校における学期及び休業日は、次のとおりとする。

（1） 学期（略）

（2） 休業日

ア 夏季休業日 8月8日から8月31日までの日

イ 秋季休業日 スポーツの日の前々日からスポーツの日までの日

ウ 冬季休業日 12月26日から翌年の1月7日までの日

エ 春季休業日 3月26日から4月5日までの日

オ 都民の日

カ その他委員会が定める日

2 前項の規定にかかわらず、校長の申出により委員会が認めたときは、別に定めることができる。

第3条の3 休業日に授業を行い、又は授業日に休業しようとするときは、校長は、委員会の許可を受けなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、運動会、学芸会、遠足その他の年間行事計画に基づく恒常的行事の実施のため、休業日に授業を行い、又は授業日に休業しようとする場合は、あらかじめ委員会に届け出ることをもって足りるものとする。